

平成30年度行政事業レビューシート (復興庁)

事業名	被災者生活再建支援法施行に要する経費			担当部局庁	復興庁	作成責任者			
事業開始年度	平成25年度	事業終了(予定)年度	平成32年度	担当課室	統括官付参事官(予算・会計担当)	参事官 山口 浩孝			
会計区分	東日本大震災復興特別会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	被災者生活再建支援法			関係する計画、通知等	-				
主要政策・施策	国土強靱化施策			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	○自然災害の被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的として、全都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、住宅が全壊した世帯等に対して最大300万円までの被災者生活再建支援金を支給。 ○国は支給される被災者生活再建支援金のうち4/5を補助。								
実施方法	補助								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求		
		補正予算	19,000	18,906	13,542	10,796	10,655		
		前年度から繰越し	-	▲ 15,877	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	9,600	17,084	3,029	4,233			
		予備費等	▲ 17,084	▲ 3,029	▲ 4,233				
		計	-	-	-				
	執行額	11,516	17,084	12,338	15,029	10,655			
	執行率 (%)	100%	62%	98%					
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)	61%	349%	90%					
	平成30・31年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	30年度当初予算	31年度要求	主な増減理由				
被災者生活再建支援金補助金		10,796	10,655	被災県への調査により所要見込額が減少したため					
計		10,796	10,655						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)									
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							チェック		

定量的な成果目標の 設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由		定性的な成果目標と27～29年度の達成状況・実績							
	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	災害発生を受けて履行される事業であり、法律の規定に基づいて交付するものであるため、目標を定めて実施する性質のものではない。		支援法人が法律の規定に基づき、被災世帯に対し被災者生活再建支援金を支給しており、支給金額の4/5の金額を補助する。						
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 32 年度	
	支援法人が支給した額の4/5の金額を執行する	支援法人からの補助金交付申請額に対する執行率	実績	%	100	100	100	-	-	
			目標値	%	100	100	100	-	100	
達成度	%	100	100	100	-	-	-	-		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込	
	○被災者生活再建支援金補助金 被災者生活再建支援金支給世帯数		活動実績	件	8,635	8,820	10,741	-	-	
			当初見込み	件	-	-	-	-	-	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込		
	支給額/支給世帯数		単位当たりコスト	百万円	1.3	1.2	1.1	-		
			計算式	/	11,516/8,635	10,569/8,820	12,137/10,741	-		
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	1.防災政策の推進								
		施策	(5)防災行政の総合的推進							
	測定指標	定量的指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度	
		-	実績値	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	-									
	改革項目	分野:	-							
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-	
目標値			-	-	-	-	-	-		
達成度		%	-	-	-	-	-	-		
(第二階層) KPI		KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
		成果実績	-	-	-	-	-	-		
	目標値	-	-	-	-	-	-			
達成度	%	-	-	-	-	-	-			
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係										
-										

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としており、国民のニーズは反映されている。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が被災者生活再建支援金を支給する際、国がその支援金の額の2分の1(東日本大震災については5分の4)に相当する額を補助するもの。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するという被災者生活再建支援法の目的を達成するために必要な、優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-		
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	支出先法人から被災者への支援金の支出状況は把握しており、国から法人へは法律の規定に基づいた金額を適切に支出している。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	支援法人から被災者への支出は、被災者の申請に基づき適切に行われている。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	必要な費目で予算要求、執行をしている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	被災者からの支給申請の遅延があったことにより支援法人からの交付申請額が予定を下回ったため。		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-			
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	特別会計:東日本大震災分 一般会計:上記以外の震災分	
	所管府省名	事業番号		事業名
	内閣府	0044		被災者生活再建支援法施行に要する経費
点検・改善結果	点検結果		この事業は、被災者生活再建支援法人((公財)都道府県センター)が被災者に支給した被災者生活再建支援金の1/2(東日本大震災については4/5)を被災者生活再建支援法に基づき補助金を交付するものであり、内閣府では、支援法人から被災者への支出状況についての確に把握している。当該支援金については被災者生活再建支援法(議員立法により創設)により規定されており、見直しには原則として法改正が必要である。	
	改善の方向性		法律の規定に基づき交付しており、改善の余地はない。	

外部有識者の所見

引き続き、被災者への支援金の支出状況について把握する事で、適切な進捗管理、効率的な執行に努めること。また、平成32年度の復興・創生期間の終了を見据えて、事業の今後の在り方を検討すべき。

行政事業レビュー推進チームの所見

現
状
通
り

被災者の方々の生活再建を支援する事で生活の安定と被災地の復興に寄与しているところであり、必要性の高い事業である。執行について改善しており。引き続き、適正な予算規模に努めること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現
状
通
り

被災者の生活の再建を支援する事で生活の安定と被災地の復興に寄与している。今後も執行の状況を踏まえ、予算規模の適正化に努めていく。

備考

・被災者生活再建支援制度の概要
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/pdf/140612gaiyou.pdf>

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	—	平成23年度	—	平成24年度	25新-7-2	平成25年度	25新-006
平成26年度	016	平成27年度	0017	平成28年度	0015		
平成29年度	復興庁 (0011)						

※平成29年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

復興庁
12,338百万円



(内閣府へ移替え)

内閣府
12,137百万円



【法律で規定・補助】
支援金支給額の4/5を補助
(通常分は1/2)
※平成29年度
12,137百万円

A. (公財)都道府会館
(被災者生活再建支援法人)
都道府県の拠出により基金を設置
※平成28年度末残高632億円

都道府県



相互扶助の観点から基金拠出
・平成11年度 30,000百万円
・平成16年度 30,000百万円
・平成23年度 88,000百万円



申請
(市町村・都道府県経由)

支援金の支給
※平成29年度
15,172百万円

被災者

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

